

船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)

背景

- 船舶の解体の多くは途上国で行われ、環境汚染や労働者の事故・疾病等が発生。
- 船舶の性質(「廃棄物」となる時点が不明確、「輸出国」=「旗国」ではない等)上、有害廃棄物の規制に係る既存の法的枠組みの適用が困難。
- 2009年5月、国際海事機関(IMO)の下で本条約(条約本文、附属書及び付録から成る)採択、我が国は条約作成を主導。2018年3月1日現在の締約国は6か国(仏、ノルウェー等)、未発効。

主な内容

各締約国に対し、次の方法により**船舶の安全かつ環境上適正な再資源化を確保**することを義務付ける。(条約第4条及び附属書の関連規則)

- ◆ 船舶における**有害物質を含む装置等の設置・使用を禁止/制限**する。(附属書第4規則)
- ◆ 船舶の旗国は、船舶の検査を通じて船舶所有者が作成する**有害物質の目録を確認し、国際証書を発給**する。寄港国は、船舶の監督を行い、違反が発見された場合には船舶の抑留等の措置をとる。(条約第5条、第8条、第9条及び第10条並びに附属書の関連規則)
- ◆ 本条約の要件に適合した船舶の**再資源化施設に許可**を与え、当該施設が船舶ごとに作成する再資源化計画を承認する。(条約第6条及び附属書の関連規則)
- ◆ 締約国が許可を与えた施設以外での船舶の**再資源化を禁止**する。(附属書第8規則)

早期締結の必要性

- 安全かつ環境上適正な船舶の再資源化を確保することは、環境の保護及び労働者の安全確保の観点から極めて重要。海事産業の持続可能な発展にも貢献。
- 世界有数の海運・造船国として、我が国が海事分野の国際ルール作りに引き続き積極的に取り組む姿勢を内外に示すためにも、早期締結が必要。

旗国

- ◆ 船舶に含まれる有害物質の禁止/制限
- ◆ 船舶の検査、有害物質の目録の確認
- ◆ 証書の発給・裏書
- ◆ 違反船舶に対する措置

船舶 (注)

- ◆ 有害物質の目録の作成・更新・保持
- ◆ 再資源化の意図の通報
- ◆ 許可施設でのみ再資源化

(注)軍艦、総トン数500トン未満の船舶及び旗国の管轄下の水域内でのみ運航する船舶は対象外。

寄港国

- ◆ 船舶に含まれる有害物質の禁止/制限
- ◆ 船舶の監督、違反時の措置

解体国(施設の所在国)

- ◆ 施設の許可
- ◆ 再資源化計画の承認
- ◆ 施設の調査
- ◆ 違反施設に対する措置

再資源化施設(解体施設)

- ◆ 再資源化計画の作成
- ◆ 再資源化の意図の通報
- ◆ 船舶による証書取得の報告
- ◆ 有害物質の管理、労働者の安全確保
- ◆ 再資源化の完了報告

船舶情報提供